第二号の表中(15)を(18)とし、(14)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	一〇

第二号の表中(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、同表(11)中「混合物」の下に「であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの」を加え、同表(11)を同表(12)とし、同表(12)の次に次のように加える。

(13) ジプロピレングリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇

第二号の表中(10)を(11)とし、(6)から(9)までを(7)から(10)までとし、同表(5)中「エステル」の下に「（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）」を加え、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)中「カルシウム塩」の下に「（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）」を加え、同表(4)を同表(5)とし、同表中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) アマナズナ種子油	一

第三号の表中(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、(3)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) ポリ（L―アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(7) 無水マレイン酸及びプロパ―二―エン―一―スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

第三号の表中(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル	○

第四号の表中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○

○関東地方整備局告示第三百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　30

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建物評価機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	中川　美保、舘野　晃二、田畑　京子

(2)　変更年月日

平成二十五年七月二十九日

○関東地方整備局告示第三百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	西田　磨生、鈴木　信治

(2)　変更年月日

平成二十五年八月一日

○近畿地方整備局告示第百七十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関の役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福井県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	川畑　茂、内田　達正
変更後	村山　茂雄、大崎　辰巳

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十一日

○近畿地方整備局告示第百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人和歌山県建築住宅防災センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	坂上賢一郎、釼先　恭壽、片山　友希
変更後	上野　哲生、高垣　晴夫、清水　幹夫

(2)　変更年月日

平成二十五年六月五日